

お知らせ

記者発表資料

令和4年8月25日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

建設業者に対する監督処分について

本日、中国地方整備局は、別紙のとおり建設業法の規定に基づく監督処分を行いましたのでお知らせします。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
082-221-9231 (代表)

【担当】

計画・建設産業課長 ささきまさる 佐々木 優 (内線6121)

計画・建設産業課 課長補佐 といまなぶ 土井 学 (内線6142)

建設業者に対する監督処分について

国土交通省中国地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
西行建設株式会社	国土交通大臣許可 (般・特-30) 第017740号	西行 拓人	島根県益田市高 津6-22-2 1

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び従業員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役員及び従業員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

西行建設株式会社が、二次下請負人として請け負った新潟県糸魚川市における新姫川第六発電所新設工事において、令和3年1月28日に同社労働者が車両系建設機械から墜落する労働災害が発生した。この件について、真実の労働災害を秘匿し、上越労働基準監督署長に虚偽の報告書を提出したとして、同社及び同社社員1名が、令和4年2月24日に高田簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。